

## **[事案 2021-54] 新契約無効請求**

・令和3年12月17日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成18年1月に契約した医療保険（被保険者は申立人代表者）について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)取引先の役員が亡くなった際、生命保険の保険金を利用して、亡くなった役員の遺族にしっかりとした補償をし、立派な葬儀をしていたことを見て、同様の生命保険に加入したいと考えて、本契約を締結した。
- (2)従前から募集人と親密な間柄にあり、自分には生命保険の知識はなく、募集人に任せておけば間違いないと考えた。
- (3)契約内容について、募集人から説明を受けておらず、申込書を読む機会も十分に与えられなかったが、希望していた死亡時に保険金が支払われる保険に加入していると信じていた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、医療保険に重度疾病保障特約が付加されたもので、申立人が主張する死亡保障でないことは容易に理解することができた。また、診査を踏まえた査定の結果、重度疾病保障特約の保険金額が減額になるとともに特別保険料の領収が必要になったため、申立人代表者は、本契約の申込後に、契約内容変更了解書および承諾書にも記名押印していることから、申込時点で錯誤に陥っていたとは考えられない。
- (2)募集人は、本契約の提案書を交付した上で、その内容を説明していると考えられ、提案書には、入院医療保険の保障日額、重度疾病保障特約の支払事由および保障金額等が分かりやすく記載されており、「死亡時の給付、解約・減額時の払戻金はありません」との記載もなされていることからすれば、提案書にもとづき、本契約の内容を理解するに足りる説明がなされていたと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、申立人代表者から「お付き合い」として生命保険に加入すると告げられたため、生命保険に対するニーズや意向等を確認することなく、当時一番新しく発売した商品で、保険料もそれほど高くない本契約を勧誘したと述べている。

(2) 保険募集に際して、契約者の意向を把握することは、これに沿った保険契約の提案や、内容の説明をすることの大前提であることからすれば、申立人の意向を確認することなく行った本契約の募集は適切ではなかったと考えられる。